

災害に抗して

編集 感染症対策研究部会 (yamada@peace.email.ne.jp)

2021・10・4 No.39

「自宅療養やめて」の第二次要望に

厚生労働省も「事務連絡」で対応しました

第二次『陽性者の「自宅療養」をやめ、国の公的責任による臨時病院の病床増で入院治療を強く求める要望書』を10月1日（金）厚生労働省に申し入れしました。賛同自治体議員は**全国で371名**（現職のみ）にもなりました。

『要望書』の成文は以下の通りです。『要望書』では、371名を強調し、危ぶまれる「第6波」についても指摘しました。当日の東京は台風のため私たちは8名でしたが厚生労働省は7名の対応で1時間30分の申入れとなりました。

厚生労働省もこの問題では3回ほど通達を出していますが、10月1日には、「**事務連絡**」として「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」を都道府県・保健所設置市・特別区に通達しました。新聞報道でも（毎日新聞 10.2）掲載されています。この中には、自宅療養と臨時医療施設の対応もようやく記載されています。不十分ですが一歩前進であり、この間の要望行動のささやかな成果とも思われます。協力していただいたみなさんに感謝申し上げます。

感染症対策研究部会

- 顧問 千田 忠男（全国労働安全衛生学校校長・同志社大学名誉教授）
相談役 福島みずほ（参議院議員） 中島 克仁（衆議院議員）
阿部ともこ（衆議院議員） 宮沢 ゆか（参議院議員）
部会長 山田 厚（全国労働安全衛生研究会代表・メールマガジン編集責任）
◆ 連絡先 甲府市北口3-7-13 （電話 055-254-4402 FAX 055-254-4403）
◆ 労安研 HP <http://rouanken.org/> Mail yamada@peace.email.ne.jp

写真は、10月1日、埼玉県坂戸市の武井誠市議会議員が要望文を読み上げ、厚生労働省に提出した様子です。

この後、「自宅療養をやめるべき」との自治体の状況を様々に申し述べました。



厚生労働省のこの間の通知や10月1日の「事務連絡」は厚生労働省のホームページにも掲載されています。この内容の紹介も次回に行う予定です。

提出した当日の、要望書と資料は次の通りです。

陽性者の「自宅療養」をやめ、国の公的責任による

臨時病院の病床増で入院治療を強く求める要望書

私たち371名の自治体議員（現職のみ）は、新型コロナウイルス感染症における陽性者の「自宅療養」をやめ、国の公的責任で自治体と連携して臨時病院の病床増で入院治療を行なうことを強く求めます。

日本の多くの国民は感染症に怯え、「入院制限」と「自宅療養」にいのちの不安を強く抱き続けています。「新たな感染者が減った」とされていますが、いまだに重症者は多く、亡くなられている方も高止まりの傾向が続いています。入院治療が受けられない陽性者も82%（9月22日現在）であり、「自宅療養」で多数の方々が亡くなっている実態も続いています。しかも今後、「第6波」など新たな感染の増大すら想定されています。

明らかに「自宅療養」は危険です。実質的に治療もされず、食生活などの対応も不十分です。これでは患者の「放置」「見放し」です。しかも患者のいのちを守れないばかりか、感染症の「放置」となり、家庭内感染と地域感染をも拡げています。

政府は公的責任をはたすために、自治体と連携協力して、直ちに公共施設などの会場を使用して臨時病院施設を設置し、病床の増加をはかるべきです。すでいくつかの自治体では、全国18都道府県28施設の設営（9月8日現在）をはじめました。政府はこの動きを全国的に強め、拡げるべきです。また、医療従事者の確保も必要不可欠であるため、関係団体との協力を求め、しっかりした安全環境と良好な待遇条件で人材を確保していただきたい。そして社会的検査を徹底し、感染者の早期入院治療ができる医療体制を強く要望します。

記

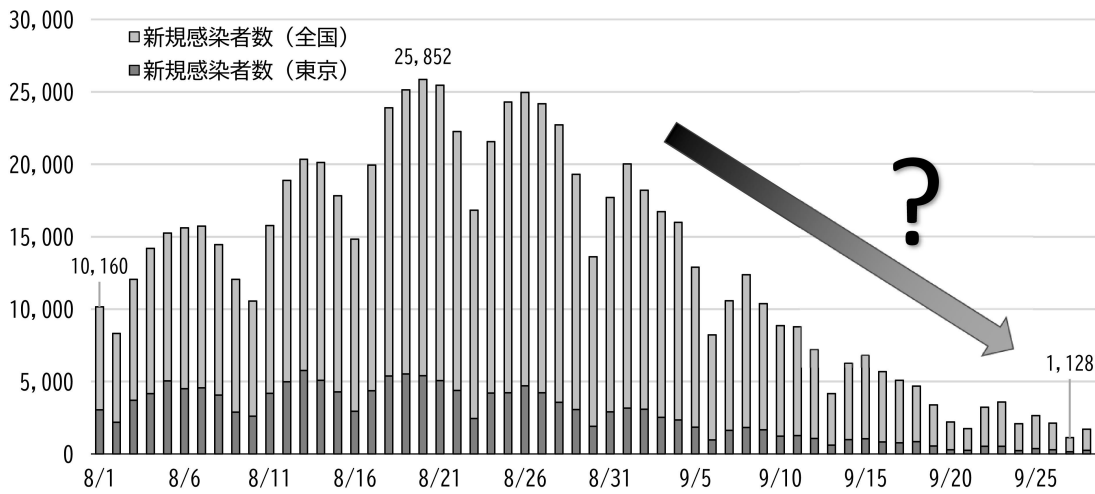
1. 政府は、「自宅療養」をやめ、臨時病院を設置し増床をはかるために医療資源確保と財政上の公的責任を果たされたい。
2. 自治体や関係団体との連携を強め、医療従事者の安全環境と良好待遇で人材をしっかり確保されたい。
3. 今後とも感染抑制のために検査を徹底し、感染者の「早期発見・早期入院」をはかられたい。

以上 要望書を提出します。

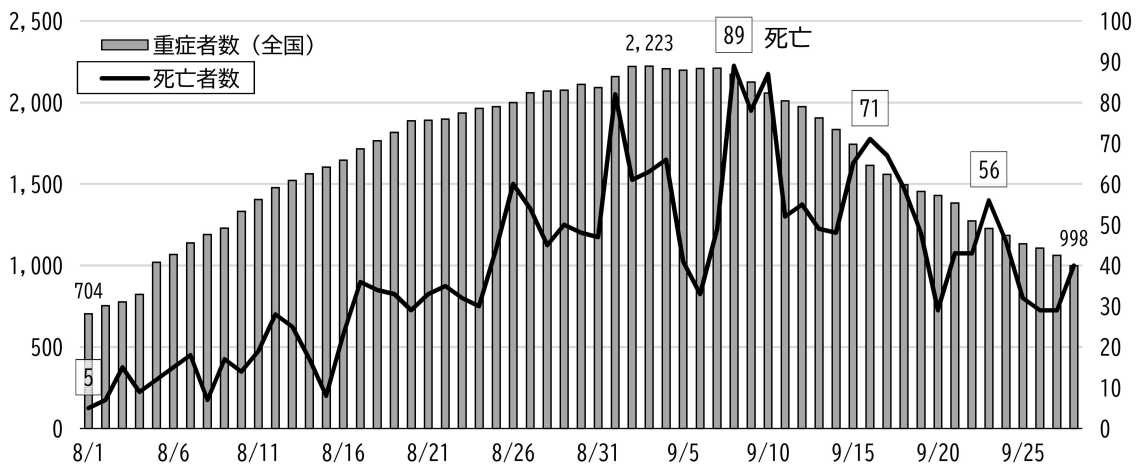
2021年10月1日

要望書賛同自治体議員一同 （賛同者名簿は別紙のとおり）

新規感染者は減ってきたように見えますが…

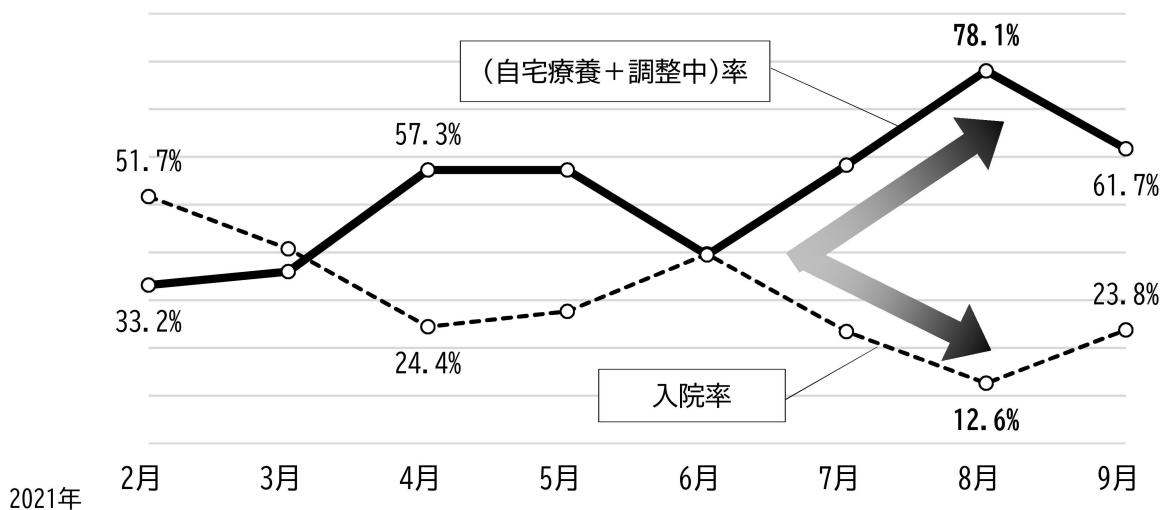


感染者の重症者数と死亡者数はまだまだ高止まりです



出典：厚生労働省「国内の発生状況」（2021年9月28日）

全国では入院率23.8%、残りの患者は「見放し」の状態がつづく…



厚生労働省「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について（各月最終週及び9月22日）」より

第6波備え医療見直し

厚労省通知「臨時施設確保を」

緊急事態宣言解除

厚生労働省は1日、冬場に懸念される新型コロナウイルスの感染拡大「第6波」に備え、医療提供体制を見直すよう各都道府県に通知した。病床が逼迫した第5波と同程度の感染拡大を前提に、患者に切れ目なく対応するため、臨時の医療施設を含めた病床や、医療従事者を確保するのが柱。通知を受け、都道府県では11月末までに体制を整備する。

(5、24面に関連記事)

緊急事態宣言は9月末を期限に全面解除されたが、今夏の第5波では感染者数

は国の病床計画を大幅に超えた。入院できず、自宅で療との両立を図る観点か

ら、既存の医療機関で病床を増やすことが難しい状況を踏まえ、「単純な数だけでなく、総合的な戦略(同省幹部)をとったという。具体的には保健所だけが対応してきた陽性判明後の感染者の健康観察について、地域の医療機関の医師

らも担う仕組みを地域ごと構築。感染拡大時も全ての感染者が陽性判明当日か翌日には最初の連絡があり、症状に応じた頻度で健康観察や診察が受けられるようにする。自宅療養者を対象に抗体カクテル療法など重症化を防ぐための医療を受けられるようにする。少なくとも重症者、中等症で酸素投与が必要な人、重症化リスクがある人は速やかに病院に入院できるようにする。さらに感染急

拡大で入院調整に時間がかかる時も、臨時の医療施設や入院待機ステーションの活用を含めて「安心して入院につなげられる環境」を整える。地域の医療従事者をリスト化し、必要な時に派遣できるように事前に関係者を調整する。各都道府県に10月中旬に方針を決めるよう求める。田村憲久厚労相は1日の閣議後記者会見で、「都道府県と連携を取り、医療提供体制を整備していきたい」と述べた。【神足俊輔、小銀治孝志】

「毎日新聞」2021.10.2



緊急事態宣言が解除された初日の帰宅時間を迎え、駅へと向かう人たち—東京都新宿区で1日、幾島健太郎撮影